

# 交通事故に遭われた方、 事故後の治療をしても治らない方へ

はじめに

交通事故は予期せぬ時に突然起こるため、治療を正しく受けるための手続きや治療を受けるまでの流れを解説いたします。

## 1. 交通事故によるお怪我発生から病院受診までの手順

① 交通事故に遭った。



② 事故によってお怪我を被った場合。

人身事故として警察へ届け出る。

※事故によるお怪我が無い場合は相手方と相談し、  
物損事故として処理してください。



③ 損害保険会社へ連絡（お怪我をした事を伝える。）

その後、怪我の治療として医療機関を受診



④ 受診した医療機関で診察し、診断書を発行してもらう。

その後治療が始まります。重症である、或いは通院が  
困難であれば、他医への紹介もあります。

### ◇ 注意：

交通事故の直後は症状がない場合でも、時間の経過により発生する場合があります。数日後や数週間後に痛みやしびれなどの症状が現れ、その後も症状が長く残ってしまう場合もあります。

### ■ お勧め：

交通事故で怪我は、後遺症を残さず、適切な治療により、当院では診断・治療を通してサポートいたします。少しでも不安なことがございましたら、お気軽にご来院ください。

## 2. 損害保険による治療（自賠責保険の適用）の手続

### 診断書の発行

治療を受けると診断書が発行されます。その診断書を警察に提出すると損害保険（自賠責保険）が適用されます。

※自賠責保険とは、運転する人すべてに加入義務があり、事故による怪我は、自賠責保険によって治療します。



### 警察で交通事故証明書をもろう

交通事故の相手方の保険を適用するには、「交通事故証明書」が必要です。医療機関で診断書を受け取ったら必ず警察署へ行って、交付を受けてください。



### 相手方損害保険会社へ通院する病院を伝える

交通事故が原因のお怪我は、基本的に相手方の損害保険会社が治療費を補償します。治療を行う場合は、損害保険会社に通院する医療機関名をお伝えください。



### 相手方損害保険の使用により診療費の窓口支払がなくなる。

相手方損害保険による自賠責保険の適用により、自己負担金なしで治療を受けられます。自賠責保険の加入は運転をする人すべてに義務付けられており、多くが自賠責保険の適応となります。

### ◆ 例外：健康保険を適用した治療

自賠責保険が使えない場合、例えば当て逃げや事故相手方が任意保険に入っていない、あるいは自分が交通加害者となった場合は、「第三者行為」という制度で、健康保険による治療が行えます。但し窓口での支払が発生する場合や治療期間に制限がある場合がありますのでご注意ください。

### ■ お勧め：

治療費に関して不明な事、或いはお困りことについては、当院受付、あるいは担当医にご相談ください。事故相手方の保険会社との折衝なども対応いたします。

### 3. 当院での診療の実際

#### ◆ 症状が無くても医療機関へ早期受診をする

交通事故の場合、直後に症状が無くても時間が経過してから症状が現れることがよくあります。そのため交通事故に遭われた際は、症状確認のために早期受診をお勧めします。

#### < 症状について >

身体が痛い（首・肩・腰・背中・脚・手など）

身体が動かしにくい

手足に力が入らない

身体に違和感がある

以前痛かった所が更に痛くなった

※他、気になる部位等にご相談ください

#### ◆ 当院での診断と治療について

診断に関しては、初診時には事故の状況、患者さんの体にどのようなエネルギーがかかったか、体の動き、痛みの部位、しびれの有無などにつき問診と診察をします。症状のある部位については、レントゲン撮影を行います。そして症状と今後の成り行きを説明します。

治療は、痛みに応じて鎮痛薬や湿布の処方、その他注射による急性期の治療、また損傷した筋肉や腱、靭帯に対するホットパックや電気治療、理学療法士によるストレッチなどを組み合わせた慢性期の治療を統括的に行います。

#### ✓ 医学的根拠に基づいた検査

交通事故による検査は、レントゲンやMRIなどによって骨や筋肉、腱などの状態を詳しく調べることができます。

#### ✓ 理学療法士、作業療法士、柔道整復師、マッサージ師によるリハビリテーション

リハビリテーションは医師の指導の下で医学的根拠に基づいて行うため、安全に施術を受けることができます。

### ◆治療効果を高めるために

交通事故による身体の不調はできる限り早く、診断と治療を受けることで症状の早期改善や慢性化を防ぐことに繋がります。

治療の目安として、治療効果を高めるため、週に2~3回リハビリに通うことをお勧めいたします。また、交通事故の治療は一定期間を過ぎると保険会社からの支払いを受けられなくなることもある為、早期改善を目指すには初めは頻回に通院していただき、治療を受けることをお勧めします。

※早期対策が必要になりますので即時受診をお勧めします

### 治療費や事故後の補償に関するトラブルに関して

ご自身で抱え込んだり、悩んだりせず、ご相談下さい。当院にて相手方保険会社との折衝、民事事件による弁護士などの話し合いにも対応いたします。